

中央大学における障害学生支援に関するガイドライン

前文

中央大学は 1885 年に 18 人の少壮法律家が手をたずさえて創立した学校です。

建学の精神「実地応用ノ素ヲ養フ」は、実社会と密接に結びついた学問を学ぶことを通して知性を磨き、その知性を社会のために発揮する力を養うという伝統であり、「行動する知性-Knowledge into Action-」というユニバーシティメッセージに継承されています。

ともに学びあうなかで、実地応用に優れた人材を育成することを目指した本精神を踏まえ、中央大学では、すべての学生と教職員が障害、性別、年齢や国籍などにとらわれることなく、個を尊重し、それぞれにとっての現場＝居場所を大切するというインクルーシブなキャンパスの構築を目指しています。

2017 年 10 月に公表した「中央大学ダイバーシティ宣言」は、建学の精神に基づいた、本学に通底する価値観を表現しており、ここでは障害、病歴、経済状況、家庭環境、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、人種、言語、信念、宗教などによって、ともに学びあう機会が損なわれないような環境を整えることを約束しています。

中央大学の障害学生支援は、このように建学の精神および中央大学ダイバーシティ宣言に基づいておこなわれるものであり、障害のあるなしにかかわらず、「私たちとともに学びたいという希望を持つすべての人のびとが差別なく集い、のびのびと学ぶことのできる学修環境を提供」するという理念の下に行われます。

1 目的

このガイドラインは、「障害者の権利に関する条約（国連）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、中央大学の建学の精神および中央大学ダイバーシティ宣言の趣旨に則して、中央大学における障害のある学生に対する差別的取扱いの発生を予防し、その学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とします。

2 基本方針

中央大学と中央大学に在籍しているすべての学生・教職員は、「障害者の権利に関する条約（国連）」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、互いに個人の尊厳を尊重し、障害を理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障害のある学生が障害のない学生と均しく教育・研究に参加できるよう学ぶ機会を保障し、環境の整備に努めることとします。

中央大学とその教職員は、障害のある学生が、将来、自律した個人として社会で活躍できるよう、学生生活を支援します。

3 定義

このガイドラインにおいて、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。

（1）障害のある学生

中央大学に在籍する、学生（科目等履修生および聴講生を含む）、大学院生および留学生で、身体障害（肢体不自由、聴覚・言語障害）、視覚障害、病弱・虚弱、重複障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害があり、自身の障害および社会的障壁により継続的に中央大学における学生生活に相当な制限を受ける状態にある人。

(2) 学生生活

中央大学における正課及び正課外の教育・研究活動、その他。

- ・正課 講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、大学院における研究指導等の教育・研究活動。
- ・正課外 図書館や学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学式やオリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・進学指導などの正課外活動。
- ・その他 正課及び正課外の教育・研究機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請等。

(3) 社会的障壁

障害のある学生が、中央大学における教育、研究およびその他の関連する活動を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行など。

4 不当な差別的取扱いの禁止

中央大学とその教職員は、教育・研究その他本学が行う活動全般について、障害のある学生に対して、機会の提供を拒否したり一定の制限を設けたりするなど、障害のない学生には付さない条件を付すことは、それにより事実上の均等が促進されるなどの理由がなければ、障害のある学生の権利利益の侵害となることを認識し、正当な理由なく障害を理由として、障害のある学生の権利利益を侵害しないよう努めます。

5 合理的配慮の提供

(1) 中央大学は、障害のある学生から「社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要」との意思の表明があった場合、学生の権利利益を侵害することとならないよう、個別のニーズに対して合理的配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供するように努めます。

(2) 合理的配慮については、障害の状態や環境等が変化することにあわせて、適宜、見直しを行います。

(3) なお、合理的配慮については、障害のある学生との建設的な対話を前提として、中央大学における以下の点などを踏まえて、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

- ・大学が行う各種事業への影響の程度
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的制約など）
- ・費用の程度
- ・事業規模
- ・財政・財務状況

(4) 中央大学は、個々のニーズに対する合理的配慮に加えて、不特定多数の障害のある学生に対する一般的な環境整備を進めるため、事前的改善措置（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上にむけた環境整備等）にも努めることとします。

(5) 合理的配慮の提供範囲は、原則として、入学試験支援、修学支援、就労支援とします。

6 相談体制の整備

中央大学は、障害のある学生およびその家族その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に応じるため

の窓口（一次相談窓口）を次のとおり設けます。

- ① ダイバーシティセンター内障害学生等支援室
- ② 学生相談課および都心学生生活課
- ③ 保健センター
- ④ 所属する学部等の事務室

合理的配慮の内容やその決定過程に対して不服がある場合の異議申し立て窓口（異議申立窓口）は、下記のとおりとします。

- ① 学事部学事・社会連携課

なお、学長は、必要と認めた場合には障害当事者を含む第三者委員会を設置することができます。

障害のある学生本人が、不当な差別的取扱いを受けたと感じた場合において、その相談に応じるための窓口（苦情申立窓口）は次のとおりです。

- ① ハラスメント防止啓発支援室

中央大学への入学を志望する受験生およびその家族その他の関係者からの相談窓口は次のとおりです。

- ① 入学センター
- ② ダイバーシティセンター内障害学生等支援室

7 情報公開

中央大学は、障害のある大学進学希望者や障害のある学生等へ必要な情報を提供するため、ホームページ等を通じて支援のガイドラインや相談体制、合理的配慮の事例等を公開します。

8 研修・啓発

- (1) 中央大学は、教職員に対し、障害のある学生へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備します。
- (2) 中央大学は、教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行います。
- (3) 教職員が障害のある学生に対し、正当な理由なく不当な差別的取扱いを行った場合、もしくは過度な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供を怠った場合、中央大学は当該教職員に対し、必要な研修の受講等を含む適切な対応を行います。

9 ガイドラインの見直し

中央大学は、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらす場合、必要に応じてガイドラインを見直し、充実を図ります。この際には、学内外における不当な差別的取り扱いおよび合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を行います。

10 学長の責務

- (1) 中央大学学長は、障害のある学生への差別の解消を推進するため「中央大学障害学生支援検討委員会」を設置し、障害のある学生に対し合理的配慮の提供がなされるよう努めます。なお、「中央大学障害

学生支援検討委員会」に関する必要な事項は、別に定めます。

(2) 中央大学学長は、障害のある学生への差別に関する問題が生じた場合および合理的配慮の内容やその決定過程に対する異議申し立てが生じた場合には、迅速かつ適切に対処するように努めます。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日改定
- 3 令和2年12月7日改定